

## 兵庫大学短期大学部「研究集録」投稿規程

〔昭和56年7月1日制定  
兵大短程第16号〕

第1条 投稿できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学兼任教員
- (3) 本学名誉教授
- (4) その他編集委員会が投稿を認めた者

第2条 投稿は、1人2編以内とする。

2 共著として投稿する場合、筆頭著者としての投稿は1編とする。

第3条 原稿は、「論文」、「研究ノート」及び「その他」とする。

2 原稿は学会誌等に未発表のものとする。

第4条 原稿は、1編について、図表及び写真を含めて20頁以内とする。

2 投稿の詳細については、投稿の手引きによる。

第5条 投稿者は、著作権のうち、「複製権」及び「公衆送信権」の行使を本学に委託するものとする。

第6条 原稿は、研究集録編集委員会において、その掲載の採否を決定する。

第7条 投稿期間は、毎年度、研究集録編集委員会が定める期間とする。

第8条 この規程の改廃は、委員会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和58年7月5日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和61年9月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和62年7月14日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成3年7月2日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成4年7月14日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成5年7月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成7年3月10日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成8年2月13日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、令和元年7月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則  
この規程は、令和5年10月1日から施行する。